（後部反射器）

第41条　平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第38条の規定並びに細目告示第54条、第132条及び第210条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一　自動車の後面には、次の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。

イ　後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。

ロ　被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の5分の1以上の中空の正立正三角形であって、一辺が150ミリメートル以上200ミリメートル以下のものであること。

ハ　後部反射器は、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

ニ　後部反射器による反射光の色は、赤色であること。

二　後部反射器は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ　二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けられていること。

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5メートル以下となるように取り付けられていること。

ハ　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあってはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあってはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。

ニ　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10度の平面及び下方10度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30度の平面及び後部反射器の外側方向30度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ホ　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交

する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30度の平面及び後部反射器の外側方向30度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ヘ　後面の両側に備える後部反対器の取付位置は、イからホまでに規定するほか、第37条第1項第3号ホの基準に準じたものであること。

2　次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自　　動　　車	条　項
一　平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号ニからヘまで

3　次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自　　動　　車	条　　項	読み替えられる字句	読み替える字句
一　昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第1号ロ	正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の5分の1以上の中空の正立正三角形であって、一辺が150ミリメートル以上200ミリメートル以下のもの	正立正三角形で一辺が50ミリメートル以上のもの又は中空の正立正三角形で帯状部の幅が25ミリメートル以上のもの
	第1号ハ	150メートル	100メートル
二　昭和48年12月1日から平成17年12月31日までに製作された自動車	第1号ロ	一辺の5分の1	30ミリメートル
	第1号イ	200ミリメートル以下のもの	のもの
三　平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号イ	文字及び三角形	三角形
		上縁の高さが地上	中心の高さが地

		1.5メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上	上1.5メートル以下

4　平成24年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52　3.19.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1337号）による改正前の細目告示別添52　3.19.の規定に適合するものであればよい。

5　保安基準第38条第3項及び細目告示第54条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。

6　保安基準第38条第3項及び細目告示第54条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

7　保安基準第38条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第54条第1項並びに別添52　4.16.2.及び4.17.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第54条第1項並びに別添52　4.16.2.及び4.17.2.の規定に適合するものであればよい。

8　次に掲げる二輪自動車については、細目告示第54条第2項、第132条第3項、第210条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第54条第2項、第132条第3項、第210条第3項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

一　令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

二　令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

9　次に掲げる自動車については、細目告示第54条第1項並びに別添52　4.16.2.及び4.17.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第54条第1項並びに別添52　4.16.2.及び4.17.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第150号」とあるのは「協定規則第150号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一　令和8年8月31日以前に製作された自動車

二　令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部反射器の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車